平成２４年（フ）第７３号
神奈川県横須賀市久里浜７丁目５番１―507号
債務者　比田井美智子（旧姓津嶋）
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関戸　淳平
4　破産債権の届出期間　平成24年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年６月19日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１０８号
熊本市龍田１丁目14番46号
債務者　中村　健太
1　決定年月日時　平成24年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　陽介
4　破産債権の届出期間　平成24年５月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月６日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第７３号
岐阜市本郷町４丁目42番地２
債務者　小坂　真理（旧姓安東）
1　決定年月日時　平成24年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　雅博
4　破産債権の届出期間　平成24年５月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月６日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１５８号
静岡県焼津市中島556番地の４
債務者　木村　和夫
1　決定年月日時　平成24年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋山　和幸
4　破産債権の届出期間　平成24年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月11日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５９号
静岡県焼津市中島556番地の４
債務者　木村　公子
1　決定年月日時　平成24年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋山　和幸
4　破産債権の届出期間　平成24年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月11日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８９号
岐阜市若宮町６丁目１番地
債務者　花清こと　加藤　清一
1　決定年月日時　平成24年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南　　圭一
4　破産債権の届出期間　平成24年５月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月６日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１０２号
岐阜県各務原市那加桜町２丁目361番地
債務者　堀部　文夫
1　決定年月日時　平成24年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古田　友三
4　破産債権の届出期間　平成24年５月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年６月８日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１０３号
岐阜県各務原市那加桜町２丁目361番地
債務者　堀部　幸子
1　決定年月日時　平成24年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古田　友三
4　破産債権の届出期間　平成24年５月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年６月８日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１２３号
新潟県燕市吉田下中野932番地の１
債務者　五十嵐茂夫
1　決定年月日時　平成24年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　　崇
4　破産債権の届出期間　平成24年５月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月13日午前10時20分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１２４号
新潟県燕市吉田下中野932番地の１
債務者　五十嵐敏也
1　決定年月日時　平成24年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　　崇
4　破産債権の届出期間　平成24年５月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月13日午前10時20分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９３号
宮崎県西都市大字妻1606番地２
債務者　福井　和幸（旧姓日高）
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤日出夫
4　破産債権の届出期間　平成24年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月26日午後２時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第９４号
宮崎県西都市大字妻1606番地２
債務者　福井りつ子
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤日出夫
4　破産債権の届出期間　平成24年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月26日午後２時20分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第７２３号
札幌市西区発寒12条11丁目３番20号
債務者　高橋　健一
1　決定年月日時　平成24年４月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長坂　貴之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月31日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６５号
愛知県一宮市今伊勢町馬寄字西流24番地２、住民票上の住所岐阜県各務原市川島松原町453番地６
債務者　大野　元嗣
1　決定年月日時　平成24年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鶴見　秀夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
名古屋地方裁判所一宮支部